

10 奨学金制度

高校生奨学金

進学の意欲と能力を有しながら、経済的理由のため学資の支弁が困難な高校生に対し奨学資金を交付します。

- [対象者] 高校入学見込者で学業成績優秀で本人または親が市内在住であること。
- [交付額] 月額5,000円 ※返還義務なし
- [人数] 12人以内
- [決定方法] 中学校の校長からの推薦を受け、例年3月に開かれる教育委員会会議にて決定。
- [申込期間] 例年1月上旬～2月中旬。詳細は、ご自身の学校までお問い合わせください。

お問い合わせ 市役所駅北庁舎3階 教育総務課 ☎23-5856

高校入学準備資金

経済的な理由によって高等学校等に修学が困難な生徒の進学を支援するため、入学準備資金を交付します。

- [対象者] 高校入学見込者で学業成績が優秀で、本人または親が市内在住であること。
- [交付額] 50,000円※返還義務なし
- [人数] 20人以内
- [決定方法] 中学校の校長からの推薦を受け、例年3月に開催される教育委員会会議で決定。
- [申込期間] 例年1月上旬～2月中旬。詳細は、ご自身の学校までお問い合わせください。

お問い合わせ 市役所駅北庁舎3階 教育総務課 ☎23-5856

大学生奨学金

進学の意欲と能力を有しながら、経済的理由のため困難な大学生・短期大学生に対し奨学資金を交付します。

- [対象者] 大学または短期大学入学見込者で、学業成績が優秀またはスポーツ、文化活動に卓越した成果を挙げた者で、保護者の住民税所得割が非課税であり、保護者が入学年度の前年の4月1日において1年以上市内に住んでおり、保護者が市税等を滞納していないこと。
- [交付額] 月額25,000円※返還義務なし
- [人数] 4人以内
- [決定方法] 高校の校長からの推薦を受け、教育委員会会議で決定。
- [申込期間] 7月～9月(予定)。詳細は、教育総務課までお問い合わせください。

お問い合わせ 市役所駅北庁舎3階 教育総務課 ☎23-5856



県の奨学金制度

岐阜県選奨生奨学金(高校生・大学生等)

県は、学業成績が優秀であり、心身健全であって経済的理由により修学が困難な生徒または学生に対し、予算の範囲内で奨学金の貸付を行います。

- [対象者] ●高校生：保護者が岐阜県内に居住、または生徒自身が岐阜県立高等学校に通学(県外募集枠に限る)していること。※成績要件有
●大学生・短大生：保護者が岐阜県内に居住していること。※所得要件・成績要件有

お問い合わせ 在学されている学校または (公立校)県教育委員会教育財務課管理経理係 ☎058-272-8734
(私立校)県環境生活部私学振興・青少年課私学助成係 ☎058-272-8240

岐阜県高等学校奨学金

県は、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な生徒に対し、予算の範囲内で奨学金の貸付を行います。

- [対象者] 高校等に在学する生徒で保護者が岐阜県内に居住、または生徒自身が岐阜県立高等学校に通学(県外募集枠に限る)していること。
※所得要件有。私立校は岐阜県内の高等学校が対象。

お問い合わせ 在学されている学校または (公立校)県教育委員会教育財務課管理経理係 ☎058-272-8734
(私立校)県環境生活部私学振興・青少年課私学助成係 ☎058-272-8240

岐阜県子育て支援奨学金

県は、第3子以降の生徒に対し、予算の範囲内で奨学金の貸付を行います。

- [対象者] 高校等に在学する生徒で保護者が岐阜県内に居住、または生徒自身が岐阜県立高等学校に通学(県外募集枠に限る)しており、第3子以降であること。

お問い合わせ 在学されている学校または (公立校)県教育委員会教育財務課管理経理係 ☎058-272-8734
(私立校)県環境生活部私学振興・青少年課私学助成係 ☎058-272-8240

岐阜県高校生等奨学給付金制度

授業料以外の教育費を支援します。

- [対象者] 高校等に入学している生徒がいる世帯で、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税(非課税相当と認められる世帯)であり、7月1日時点で県内に居住していること。

お問い合わせ 在学されている学校または (公立校)県教育委員会教育財務課管理経理係 ☎058-272-8734
(私立校)県環境生活部私学振興・青少年課私学助成係 ☎058-272-8240

